

# 省エネ家電 買い替えて 地球に優しい生活を。



## よくあるご質問

項目	No.	質問	回答
補助対象者について	1	対象者の主な条件は何ですか。	令和5年7月11日から12月31日までに補助対象の省エネ家電を購入・設置し、買い替え日時点で八尾市に住民登録のある方が対象となります。
	2	既に購入したのも申請できますか。	令和5年7月11日からの購入分が対象です。令和5年7月10日までの購入分は対象になりません。
	3	転入前に購入した場合も対象になりますか。	令和5年7月11日以降に購入し、買い替え日時点で八尾市に住民登録がある方は対象となります。
	4	対象条件を満たせば何度でも申請できますか。	本補助金は1世帯につき1回限りの申請となります。
	5	世帯主でなくても申請できますか。	世帯主でなくても申請はできますが、申請は1世帯につき1回限りとなります。また、申請者・領収書の宛名・口座名義人を同一の方としてください。 ただし、申請者と同一世帯の方の氏名が添付書類に記載されている場合は、世帯全員の住民票の写しを合わせて提出すれば、申請が可能です。
	6	2世帯住宅は対象ですか。	世帯が分かれていれば、それぞれの世帯で1度ずつ申請することができます。
	7	八尾市内に居住していますが、八尾市内に別に住む親のために家電を買い替えようと思います。補助の対象となりますか。	対象外となります。八尾市に住所登録のある方で、自らが居住する住宅に設置することが条件となります。自らが居住する住宅への設置でなければ補助の対象にはなりません。
	8	併用住宅であり、法人名義で家電の購入を行う予定です。補助の対象となりますか。	個人を対象とした事業であり、法人名義で購入する場合は補助の対象になりません。
	9	不動産賃貸のオーナーが住宅用賃貸マンションの省エネ家電を買い替える場合、対象となりますか。	住宅用マンションであっても賃貸オーナーが買い替える場合は対象外となります。

項目	No.	質問	回答
補助対象者について	10	申請者の氏名、領収書の宛名やリサイクル券の排出者控えに記載されている氏名が異なりますが、申請できますか。	申請者・領収書の宛名・口座名義人は同一の方である必要があります。申請はできません。 ただし、申請者と同一世帯の方の氏名が添付書類に記載されている場合は、世帯全員の住民票の写しを合わせて提出すれば、申請が可能です。
	11	不動産賃貸のオーナーが設置した省エネ家電を賃借人が買い替えた場合、対象となりますか。	賃貸オーナーの了承のもと賃借人が既存の家電を買い替える場合は対象となります。この場合、家電リサイクル券の排出者は賃借人名である必要があります。なお、入居前に既存の省エネ家電を買い替える場合は対象外となります。
補助対象家電について	12	対象となる家電品目は何ですか。	一定基準を満たすエアコン、冷蔵庫が対象となります。 ●エアコン：日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2027年度）100%以上 ●冷蔵庫：日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2021年度）100%以上 ※購入店舗もしくは省エネ型製品情報サイト（ <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> ）等でご確認ください。
	13	補助対象家電の条件は何ですか。	八尾市内の実店舗で購入し、八尾市内で設置した新品の省エネ家電が対象となります。
	14	リユース品も対象となりますか。	新品の省エネ家電を対象としていますので、リユース品は対象外となります。
	15	リース品は対象となりますか。	リースやその他申請者に所有権がないものは対象外となります。
	16	八尾市内の店舗であれば、家電小売店以外で購入した場合も対象となりますか。	市内の小売店であれば、対象となります。
	17	八尾市内の電機工事業業者に設置してもらった家電も対象となりますか。	電機工事業業者から省エネ家電を購入した場合であれば、対象となります。
18	家電を購入した店舗は八尾市外ですが、系列店は八尾市内にもある場合は対象となりますか。	対象外となります。八尾市内の実店舗の購入が条件となります。	

項目	No.	質問	回答
補助対象家電について	19	ネットオークションでの購入は対象となりますか。	対象外となります。
	20	壊れた家電を処分して、新しい省エネ家電を購入する場合、対象となりますか。	対象となります。
	21	市内転居により、今ある家電を撤去して新住所地に省エネ家電を設置した場合、対象となりますか。	対象となります。
	22	以前撤去した家電リサイクル券の控えが残っています。その時、省エネ家電を購入していないので、期間中に省エネ家電を購入した場合、対象となりますか。	家電リサイクル券の発行日（引取日）が令和5年7月11日から令和5年12月31日の間でない場合は、対象外となります。
	23	和室のエアコンの効きが悪いため省エネエアコンに替え、和室で今使っているエアコンを子ども部屋で使う場合は対象になりますか。	対象外となります。 買い替えすることが条件となり、家電リサイクル券の写しの添付が必要となります。
補助対象経費について	24	補助対象経費には何が含まれますか。	省エネ家電の購入費及び据え付け工事費の税抜金額が対象経費となり、消費税、既設機器の取り外し工事費、調査費、設計費、管理費、廃材処分費、振込手数料などは対象外となります。
	25	補助対象経費は消費税込みか消費税抜きどちらになりますか。	消費税抜きになります。
	26	既設機器の取り外し工事費等は対象となりますか。	対象外となります。
	27	古い家電の処分費は対象となりますか。	対象外となります。
	28	ポイントやクーポン等の使用によって購入費が割引された場合、割引分も対象経費に含まれますか。	割引分は対象外となります。対象経費は実支出額で判断するため、割引後の支払額を購入費用として計算します。

項目	No.	質問	回答
補助対象経費について	29	省エネ家電購入時に、既存の省エネ家電の下取り値引きを受けました。この場合、値引き後の価格が対象となりますか。	対象経費は実支出額で判断するため、値引き後の支払額を購入費用として計算します。
	30	電子マネーによるバーコード支払いで購入した場合、補助対象となりますか。	対象となります。
	31	購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。	購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。本制度では、支払金額に応じて付与されるポイントやクレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。
	32	分割払いの場合、今後の返済額も対象となりますか。	分割払いによる利払いがある場合、元金部分のみを対象とします。
	33	省エネ家電を同時に3台購入すると1台が半額になりました。この場合、値引き後の価格が対象となりますか。	実際に支払った額が対象となりますので、値引き後の価格で買い替えた省エネ家電にかかった費用が補助対象となります。 1枚の領収書に3台以上の省エネ家電の金額が記載されている場合、領収書の写しを申請書に添付する際に、対象とする省エネ家電に丸印を付けるなど、申請対象の省エネ家電が分かるようにしてください。
事務手続きについて	34	予算の上限に達した日に同時受付した申請はどうなりますか。	予算の上限に達した日と同日の消印で複数の申請または同日に電子申請を受け付けた場合、残りの予算を被交付決定者で按分するなど、予算の範囲内で交付する予定です。該当の方には改めてご連絡いたします。
	35	申請から交付決定・補助金の振り込みまでには、どのくらいの期間がかかりますか。	手続き状況にもよりますが、申請書受付後から交付決定までは1か月程度、補助金の交付までは2ヶ月程度となります。
	36	買い替え前の家電のメーカー・型番がわからない場合、申請書にどのように記載すればよいでしょうか。	メーカー名・型番が不明な場合は、購入時期をご記載ください。
	37	申請用紙はどこで入手できますか。	八尾市のホームページからダウンロードいただけるほか、八尾市内のコミュニティセンター等の公共施設・販売店で配付しています。

項目	No.	質問	回答
事務手続きについて	38	申請書の記入において、鉛筆での記入は可能ですか。	申請書を手書きで作成いただく場合は、黒色のボールペンでご記入ください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したものについては、受付できません。
	39	申請書の記入を誤ったが、二重線で訂正できますか。	二重線で訂正のうえ、訂正印の押印が必要となります。
	40	電子申請の場合、申請書兼請求書の押印の必要はありますか。	電子申請の場合は押印の必要はありません。
	41	電子申請したデータについて、修正することはできますか。	審査が完了するまでの間であれば、申請の取り下げを行うことで、修正し、再申請することができます。
	42	保証書の写しは販売店のものでも良いですか。	必ず製造事業者（メーカー）が発行した保証書の写しをご提出ください。
	43	領収書を紛失した場合どうすれば良いですか。	紛失された場合は申請できません。再発行等については、購入された販売店等にお問い合わせください。
	44	補助金の振り込みについて、申請者以外の名義の口座を指定できますか	申請者以外の名義の口座は指定できません。
	45	申請書を家電小売店で預かっていただくことはできますか。	申請書を家電小売店で預かることはできません。提出先にご提出ください。
	46	領収書の宛名やリサイクル券の排出者氏名と申請者本人とは違う氏名で、領収書・リサイクル券を発行してもらった場合、どうすれば良いですか。	申請者・領収書の宛名・口座名義人を同一の方である必要があります。ただし、申請者と同一世帯の方の氏名が添付書類に記載されている場合は、世帯全員の住民票の写しを合わせて提出ください。
	47	申請書に記載の電話番号とは違う電話番号を添付書類に記載した場合、どうすれば良いですか。	申請書と添付書類に記載の電話番号は統一して申請していただく必要があります。

- 48 古い家電（買い替え前の家電）の処分方法を教えてください。
- 店舗等での引き取り  
エアコン、冷蔵庫は家電リサイクル法の対象となるため、当該製品を購入した店舗や、新しい製品を購入する店舗等に引き取りを依頼してください。
- ご自身で指定引取場所へ持ち込む  
最寄りの郵便局で家電リサイクル券を購入し、電話で事前予約のうえ、指定引取場所※1へ、家電リサイクル券とともに当該製品の搬入をお願いいたします。
- 八尾市へ収集依頼する  
八尾市粗大ごみ受付センター※2へご連絡いただき、八尾市へ収集依頼をしてください。この場合も、家電リサイクル券の購入に加え、市の手数料が必要となります。
- ※1 指定引取場所：日本通運（株）八尾指定引取場所  
所在地：八尾市神武町 2-24  
TEL：072-991-2957
- ※2 八尾市粗大ごみ受付センター  
TEL：0800-222-9966（通話料無料）
- ※携帯電話・PHS・一部のIP電話からは、TEL：072-923-9966（通話料が必要）